在宅生活改善調査
集計結果

2026/03/23

兵庫県赤穂市

発送事業所数：14件

回収事業所数：14件

回収率：100.0%

【在宅生活改善調査】

調査の目的

・在宅生活改善調査では、**「過去１年間」**の、①自宅等から居場所を変更した利用者の行先別人数や②自宅等において死亡した利用者の人数、また、現在自宅等にお住まいの方で、**「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」**の、①人数や②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握します。

・そして、調査の結果や、調査結果に基づいた関係者間での議論を通じ、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方を検討し、介護保険事業計画に反映していくことを目的としています。

調査の概要

・アンケートは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの方にご回答いただきました。各ケアマネジャーは担当する利用者について、上記の「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」を抽出し、その概要を回答します。

・それぞれのケアマネジャーが判断する、「その方の生活改善に必要な支援・サービス」が「地域に不足する支援・サービス」である、という考え方が基礎にあります。

・本調査の集計では、「特養待機者」「その他施設等の待機者」「在宅サービス待機者」という言葉を使用していますが、これは特養のみでなく、その他のサービスの待機者についても同じように把握し、整備の必要性を検討するためのものです。

注目すべきポイント

・過去１年間で、自宅等から居所を変更した人（住み慣れた住まいで暮らすことができなくなった人）は、どの程度いるか？

・現在、生活の維持が難しくなっている人は、どのような人で、どの程度いるか？
（継続的に調査し、その人数を減らすことはできないか）

・生活の維持が難しくなっている理由、生活改善に必要な支援・サービスは何か？
（サービス提供体制の構築方針の検討）

※ 特に生活の維持が難しくなっている理由や、必要な支援・サービスについては、アンケート調査の結果のみでなく、調査結果をもとに関係者間での議論を通じて検討することが重要です。

過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合

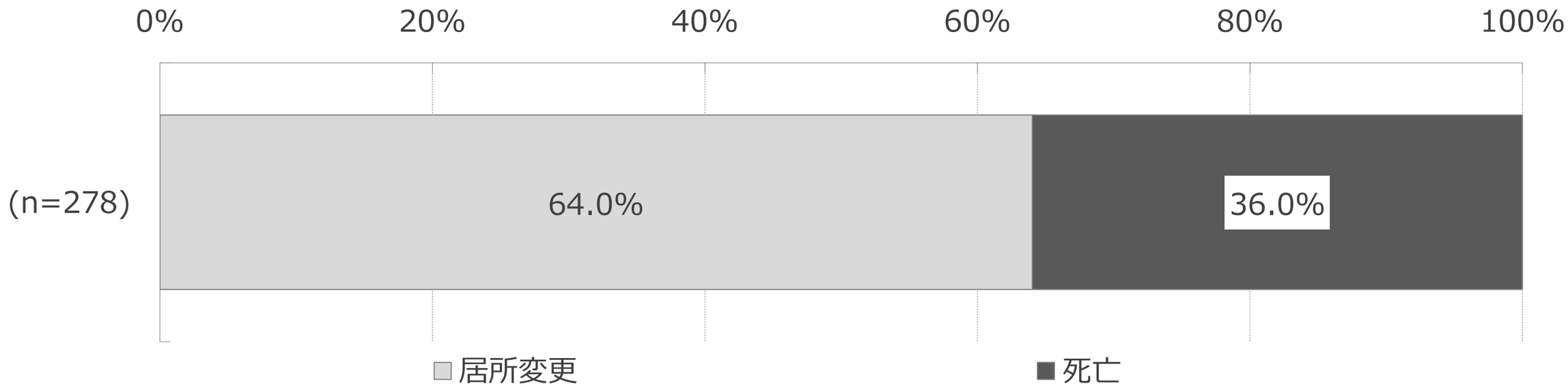

	回答実数
赤穂市全体で、過去1年間に自宅等から居所を変更した利用者数	**178人**
赤穂市全体で、過去1年間に自宅等で死亡した利用者数	**100人**

（注1）「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳

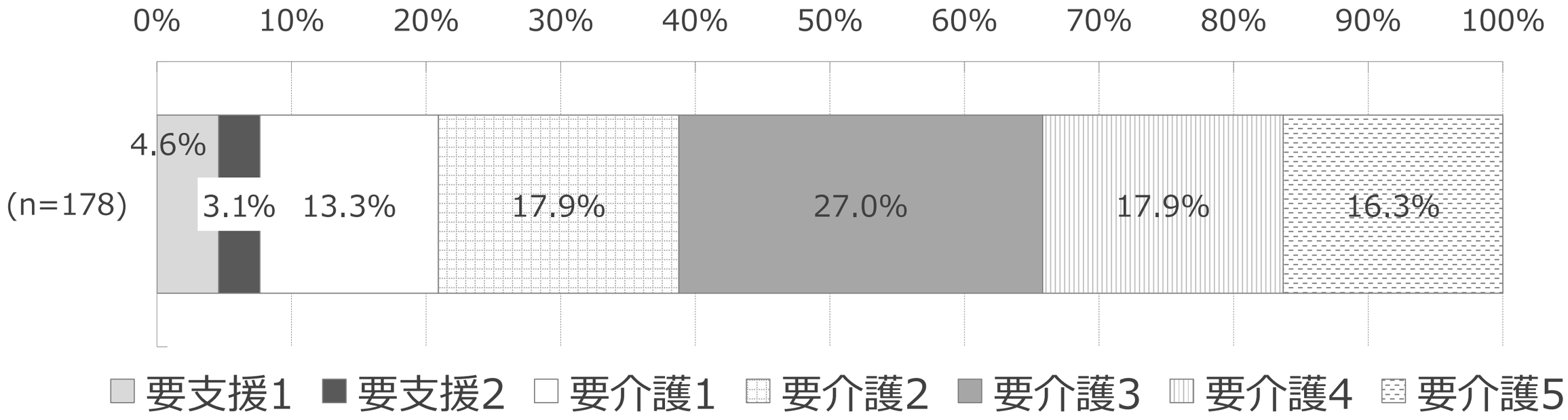

（注）「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。また、死亡した方は集計から除いています。

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

行先	市内	市外	合計
兄弟・子ども・親戚等の家	1人 0.6%	1人 0.6%	2人 1.1%
住宅型有料老人ホーム	9人 5.1%	3人 1.7%	12人 6.7%
軽費老人ホーム	3人 1.7%	0人 0.0%	3人 1.7%
サービス付き高齢者向け住宅	12人 6.7%	6人 3.4%	18人 10.1%
グループホーム	4人 2.2%	1人 0.6%	5人 2.8%
特定施設	0人 0.0%	1人 0.6%	1人 0.6%
地域密着型特定施設	1人 0.6%	0人 0.0%	1人 0.6%
介護老人保健施設	26人 14.6%	3人 1.7%	29人 16.3%
介護医療院	18人 10.1%	8人 4.5%	26人 14.6%
特別養護老人ホーム	62人 34.8%	3人 1.7%	65人 36.5%
地域密着型特別養護老人ホーム	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
その他	9人 5.1%	4人 2.2%	13人 7.3%
行先を把握していない			3人 1.7%
合計	145人 81.5%	30人 16.9%	178人 100.0%

（注）「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

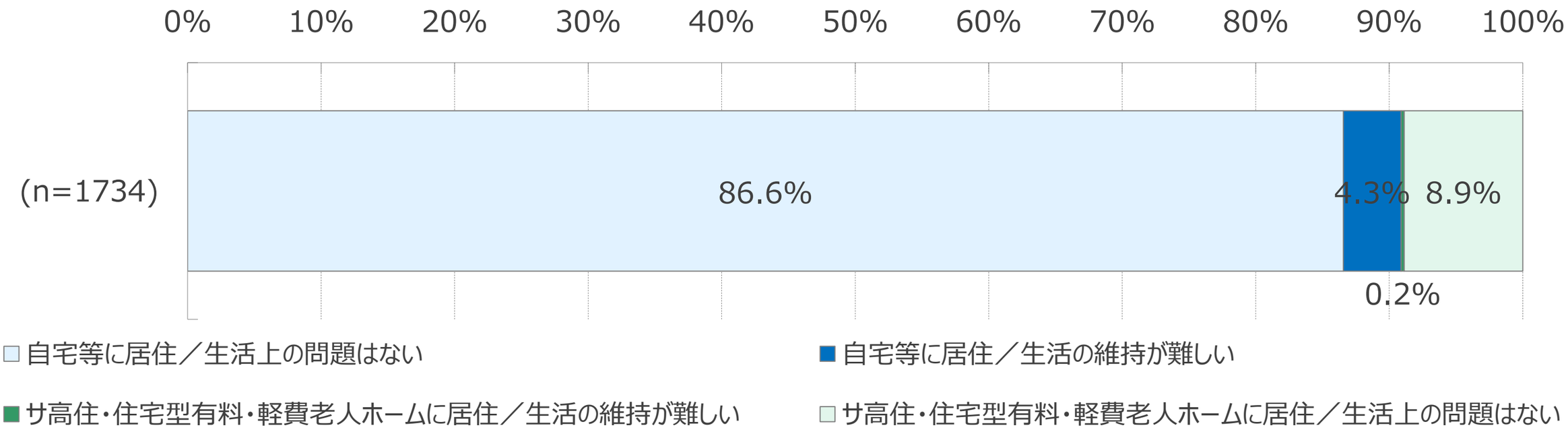

自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに
居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合

4.5％

赤穂市全体で、在宅での生活の維持が
難しくなっている利用者数

	回答実数
合計	**79人**
（要介護2以下）	**59人**
（要介護3以上）	**19人**

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

順位（上位10類型）	回答実数	割合	世帯類型				居所			要介護度	
			独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもとの同居	その他世帯	自宅等（持ち家）	自宅等（借家）	サ高住・住宅型有料・軽費	介2以下	介3以上
1	32人	37.2%	★				★			★	
2	9人	10.5%		★			★			★	
3	8人	9.3%		★			★				★
4	6人	7.0%				★	★				★
4	6人	7.0%				★	★			★	
6	5人	5.8%	★					★		★	
7	3人	3.5%			★		★			★	
8	2人	2.3%				★			★	★	
8	2人	2.3%			★		★				★
8	2人	2.3%	★				★				★
上記以外	11人	12.8%									
合計	86人	100.0%									

生活の維持が難しくなっている理由
（本人の状態に属する理由、複数回答）

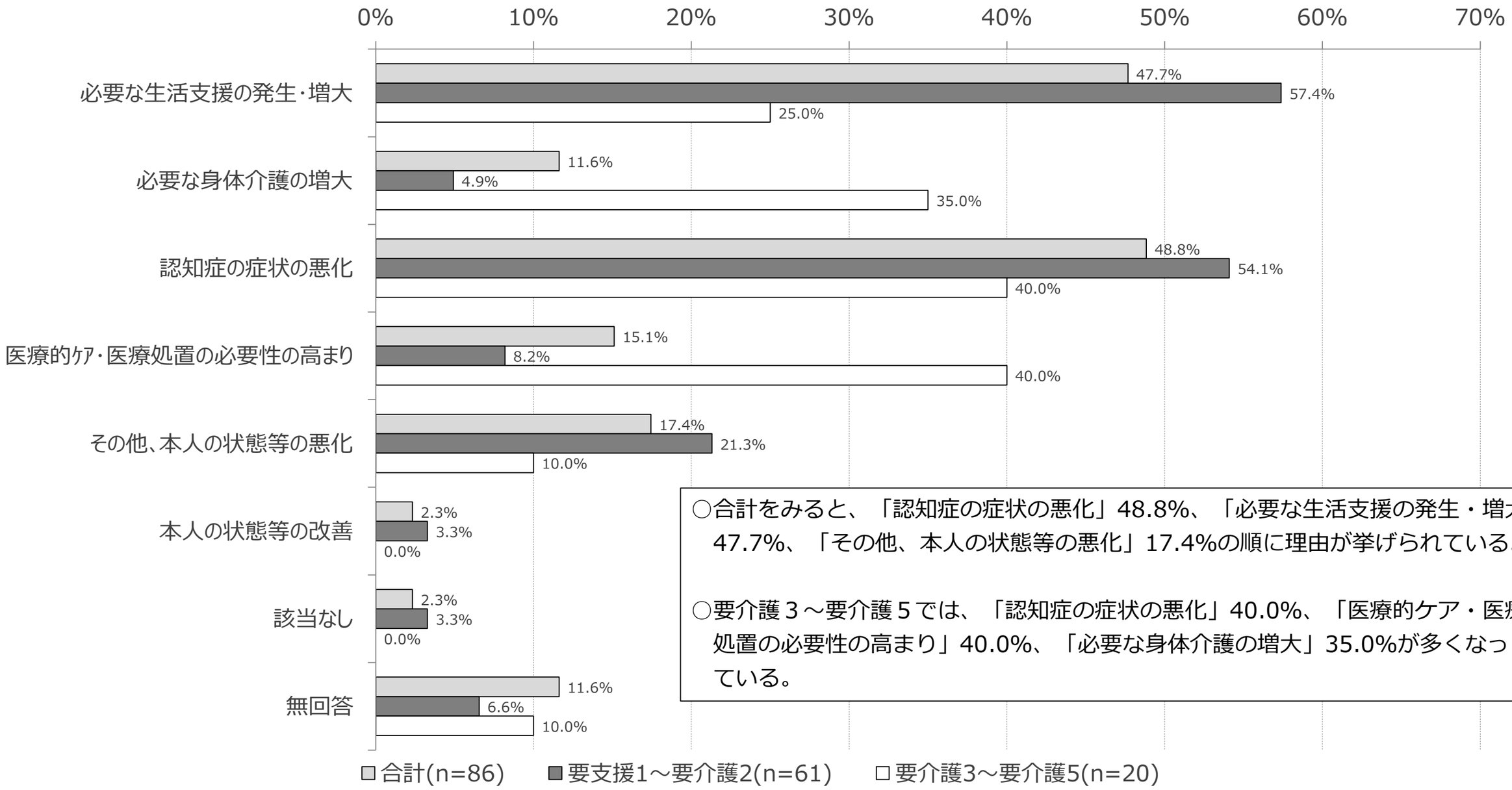

○合計をみると、「認知症の症状の悪化」48.8%、「必要な生活支援の発生・増大」47.7%、「その他、本人の状態等の悪化」17.4%の順に理由が挙げられている。

○要介護３～要介護５では、「認知症の症状の悪化」40.0%、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」40.0%、「必要な身体介護の増大」35.0%が多くなっている。

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由
（本人の意向に属する理由、複数回答）

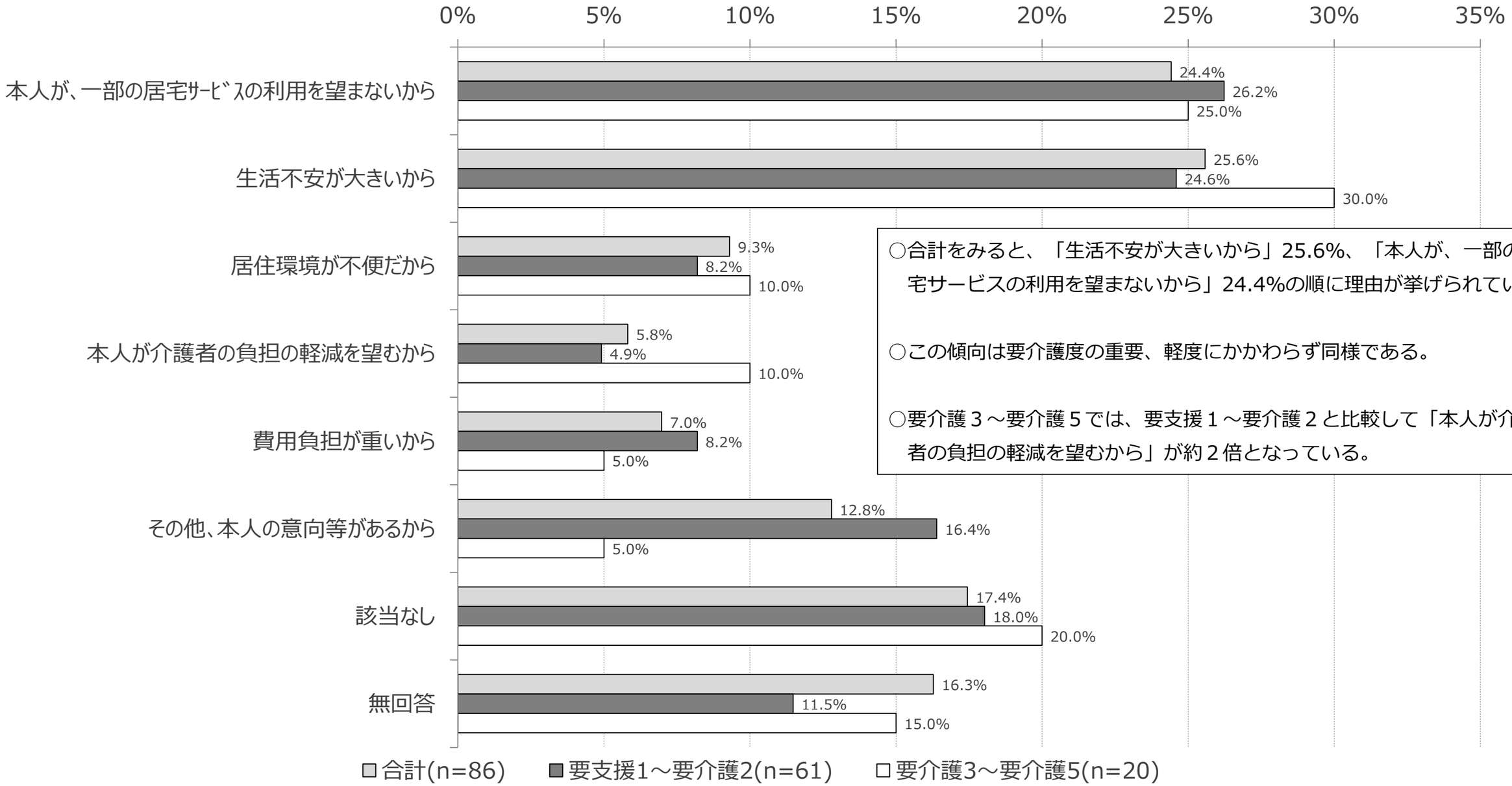

○合計をみると、「生活不安が大きいから」25.6%、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」24.4%の順に理由が挙げられている。

○この傾向は要介護度の重要、軽度にかかわらず同様である。

○要介護３～要介護５では、要支援１～要介護２と比較して「本人が介護者の負担の軽減を望むから」が約２倍となっている。

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由
（家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答）

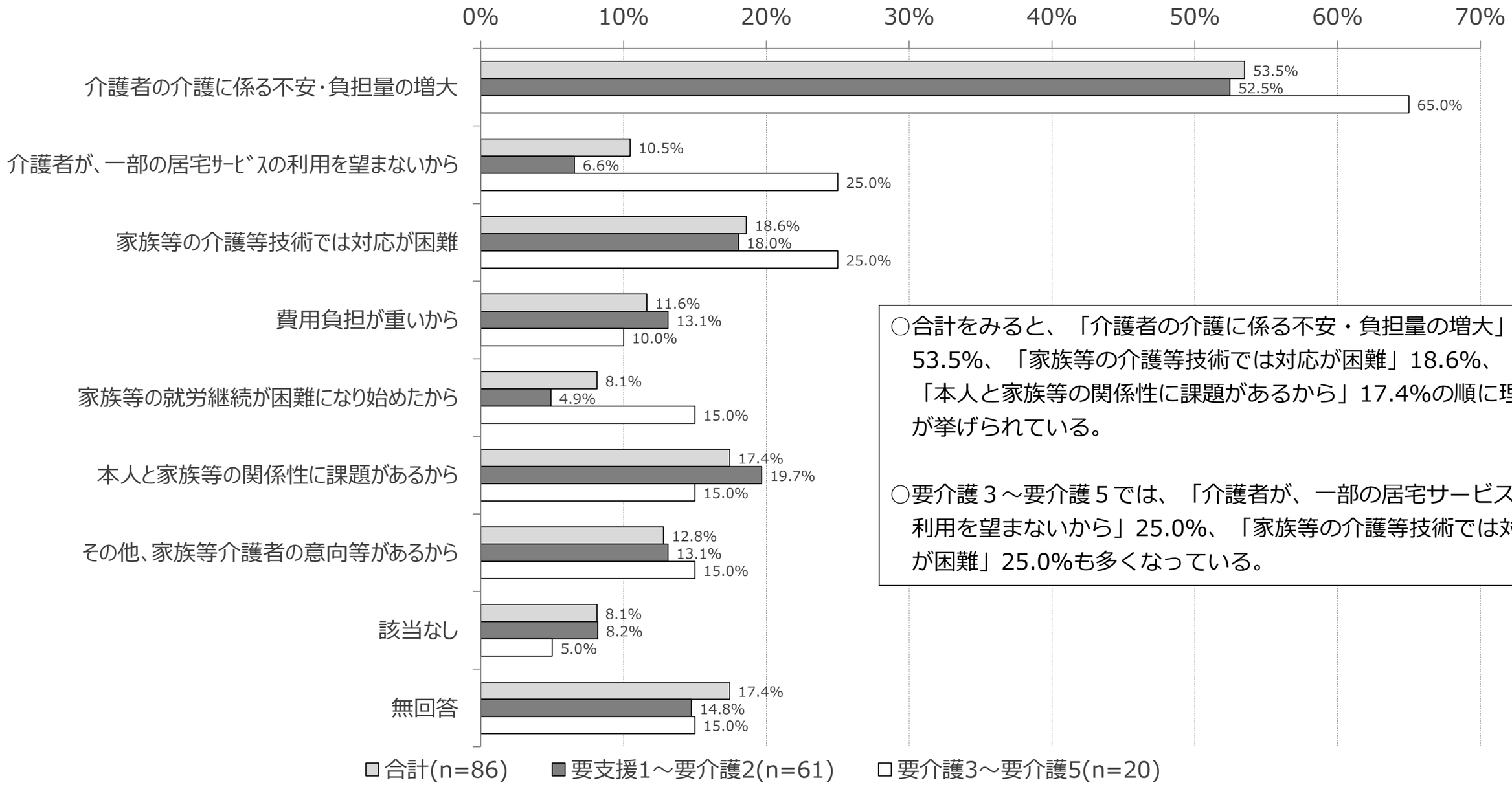

○合計をみると、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」53.5%、「家族等の介護等技術では対応が困難」18.6%、「本人と家族等の関係性に課題があるから」17.4%の順に理由が挙げられている。

○要介護３～要介護５では、「介護者が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」25.0%、「家族等の介護等技術では対応が困難」25.0%も多くなっている。

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

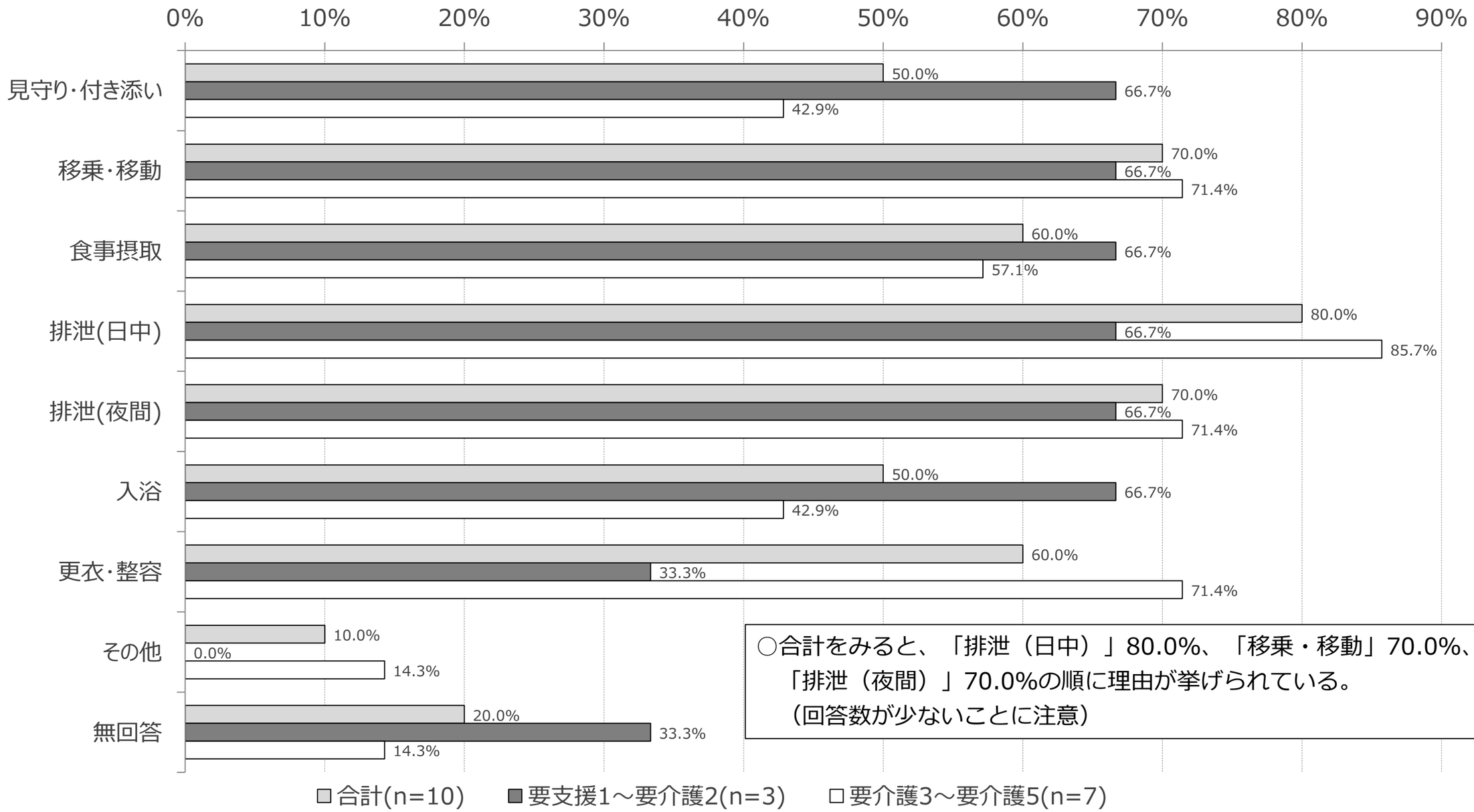

○合計をみると、「排泄（日中）」80.0%、「移乗・移動」70.0%、「排泄（夜間）」70.0%の順に理由が挙げられている。
（回答数が少ないことに注意）

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

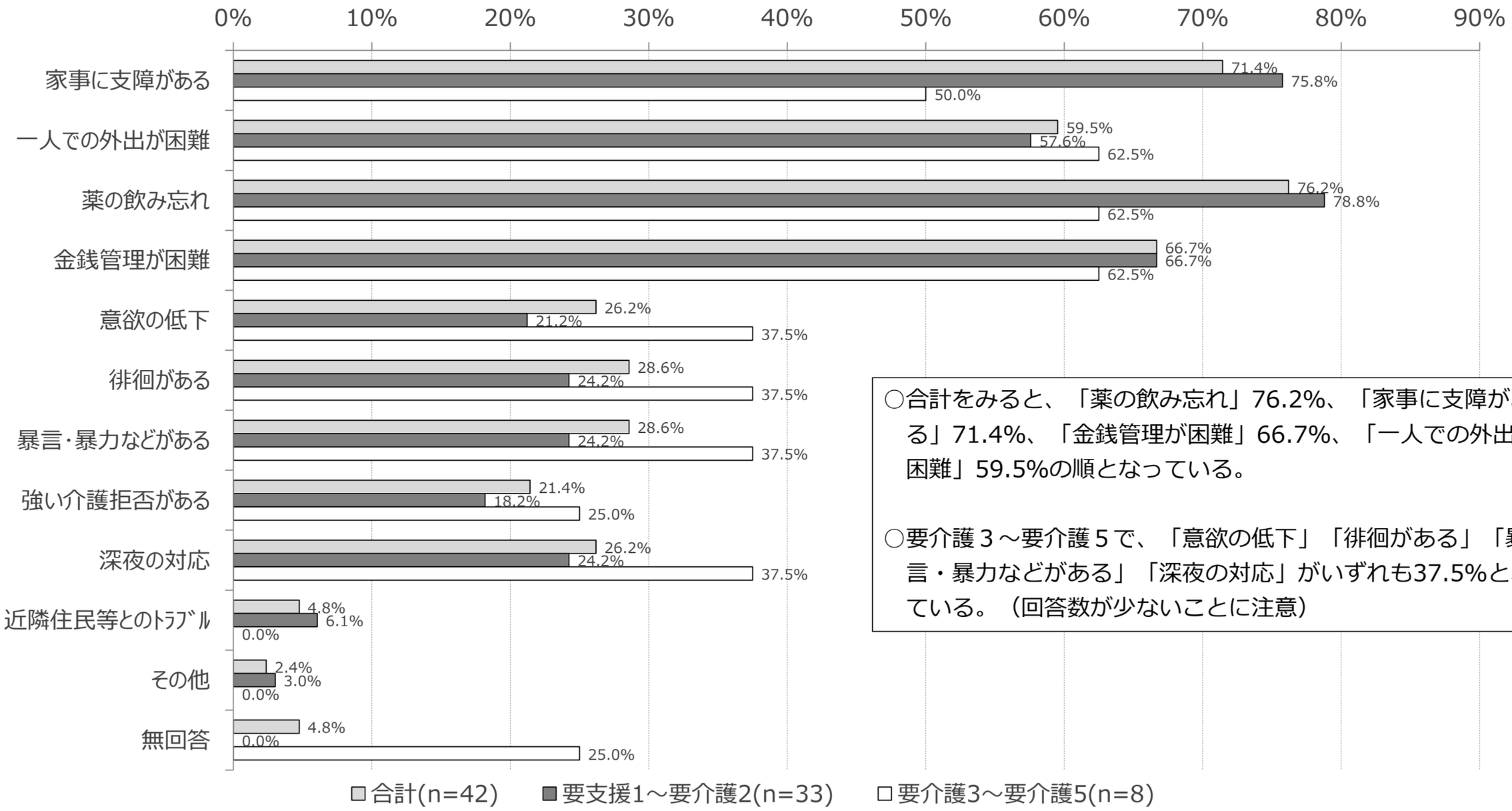

○合計をみると、「薬の飲み忘れ」76.2%、「家事に支障がある」71.4%、「金銭管理が困難」66.7%、「一人での外出が困難」59.5%の順となっている。

○要介護３～要介護５で、「意欲の低下」「徘徊がある」「暴言・暴力などがある」「深夜の対応」がいずれも37.5%となっている。（回答数が少ないことに注意）

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

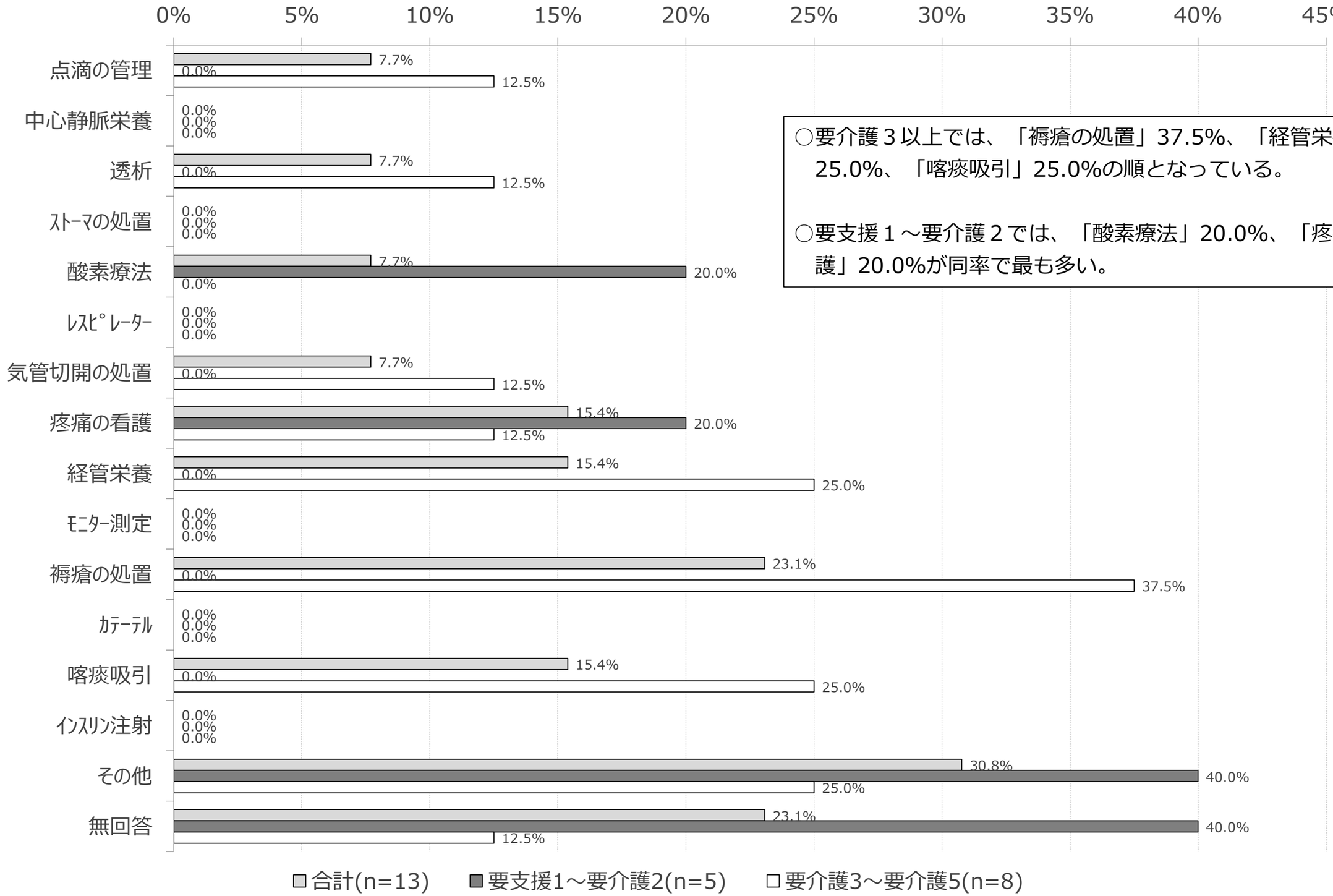

○要介護３以上では、「褥瘡の処置」37.5%、「経管栄養」25.0%、「喀痰吸引」25.0%の順となっている。

○要支援１～要介護２では、「酸素療法」20.0%、「疼痛の看護」20.0%が同率で最も多い。

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

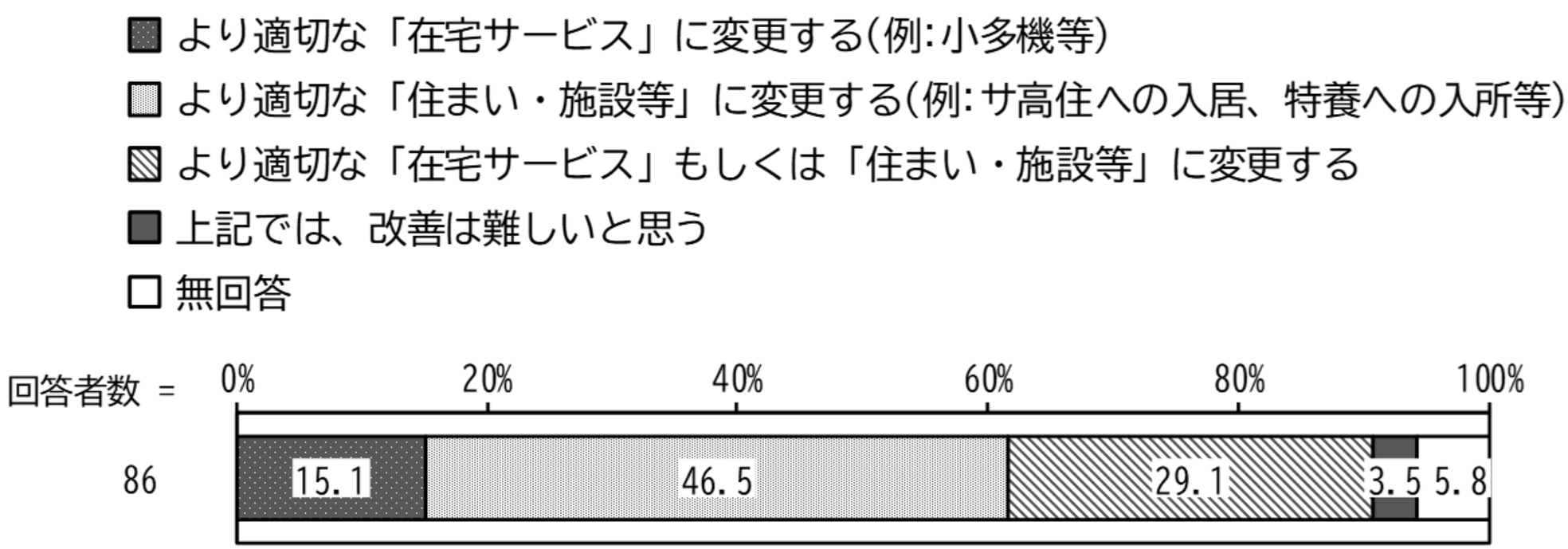

「より適切な「住まい・施設等」に変更する(例:サ高住への入居、特養への入所等)」が46.5%と最も多く、次いで「より適切な「在宅サービス」もしくは「住まい・施設等」に変更する(例:定期巡回の利用、もしくは特養への入所が適切等)」が29.1%、「より適切な「在宅サービス」に変更する(例:小多機等)」が15.1%となっています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

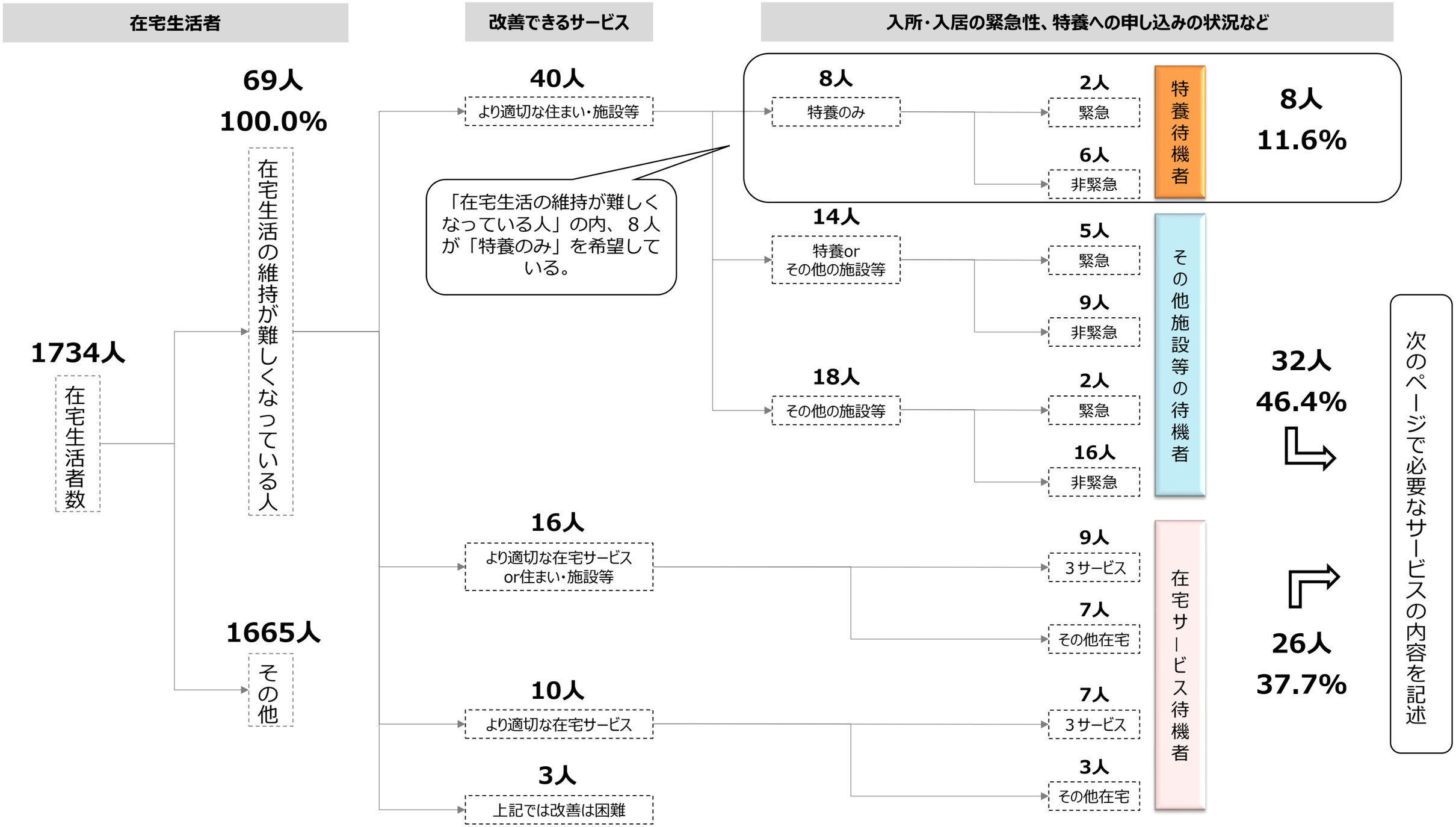

（注1）「より適切な在宅サービスor住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
（注2）「生活の維持が難しくなっている人」の合計86人のうち、上記の分類が可能な69人について分類しています（分類不能な場合は「その他」に算入しています）。割合（%）は、69人を分母として算出したものです。
（注3）「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。

「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス（複数回答）

生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(32人)			在宅サービス待機者(26人)		
住まい・施設等	住宅型有料	8人	25.0%	住宅型有料	3人	11.5%
	サ高住	17人	53.1%	サ高住	5人	19.2%
	軽費老人ホーム	10人	31.3%	軽費老人ホーム	1人	3.8%
	グループホーム	10人	31.3%	グループホーム	4人	15.4%
	特定施設	1人	3.1%	特定施設	0人	0.0%
	介護老人保健施設	7人	21.9%	介護老人保健施設	0人	0.0%
	介護医療院	4人	12.5%	介護医療院	2人	7.7%
	特別養護老人ホーム	14人	43.8%	特別養護老人ホーム	6人	23.1%
在宅サービス	枠内は10人を超えているもの –			ショートステイ	12人	46.2%
				訪問介護、訪問入浴	12人	46.2%
				夜間対応型訪問介護	2人	7.7%
				訪問看護	1人	3.8%
				訪問リハ	0人	0.0%
				通所介護、通所リハ、認知症対応型通所	5人	19.2%
				定期巡回サービス	13人	50.0%
				小規模多機能	5人	19.2%
				看護小規模多機能	3人	11.5%

生活の改善に向けて、代替が可能

（注1）割合は、それぞれ、その他施設等の待機者32人、在宅サービス待機者26人を分母として算出したものです。

（注2）「在宅サービス待機者」について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」と「在宅サービス」の両方を回答している場合は、代替が可能としています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更（要介護3以上）

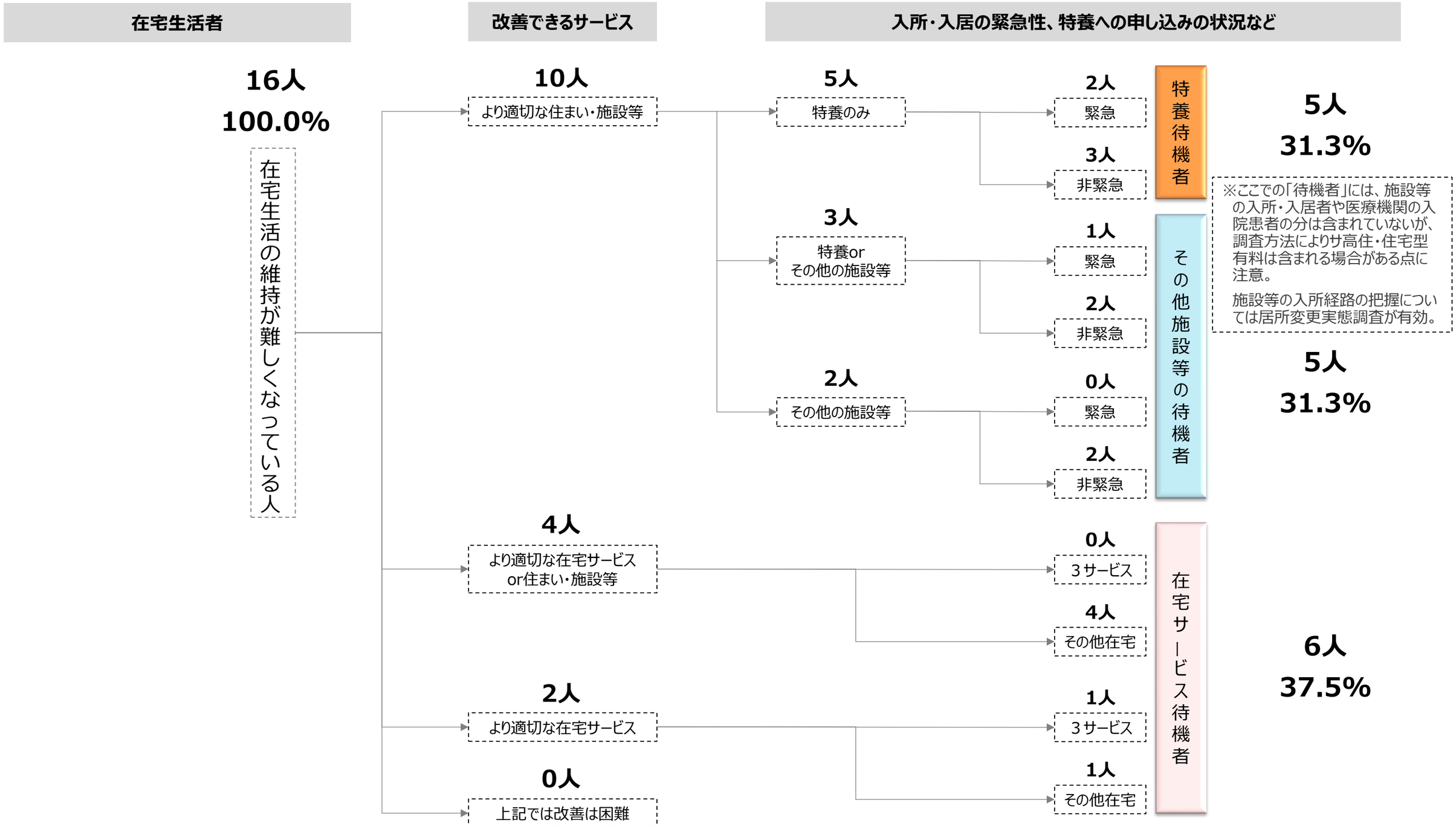

（注1）「より適切な在宅サービスor住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
（注2）「生活の維持が難しくなっている人（要介護3以上）」の合計20人のうち、上記の分類が可能な16人について分類しています（分類不能な場合は「その他」に算入しています）。割合（%）は、16人を分母として算出したものです。
（注3）「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。

特養に入所できていない理由
（改善に必要なサービスで、特養を選択した人）

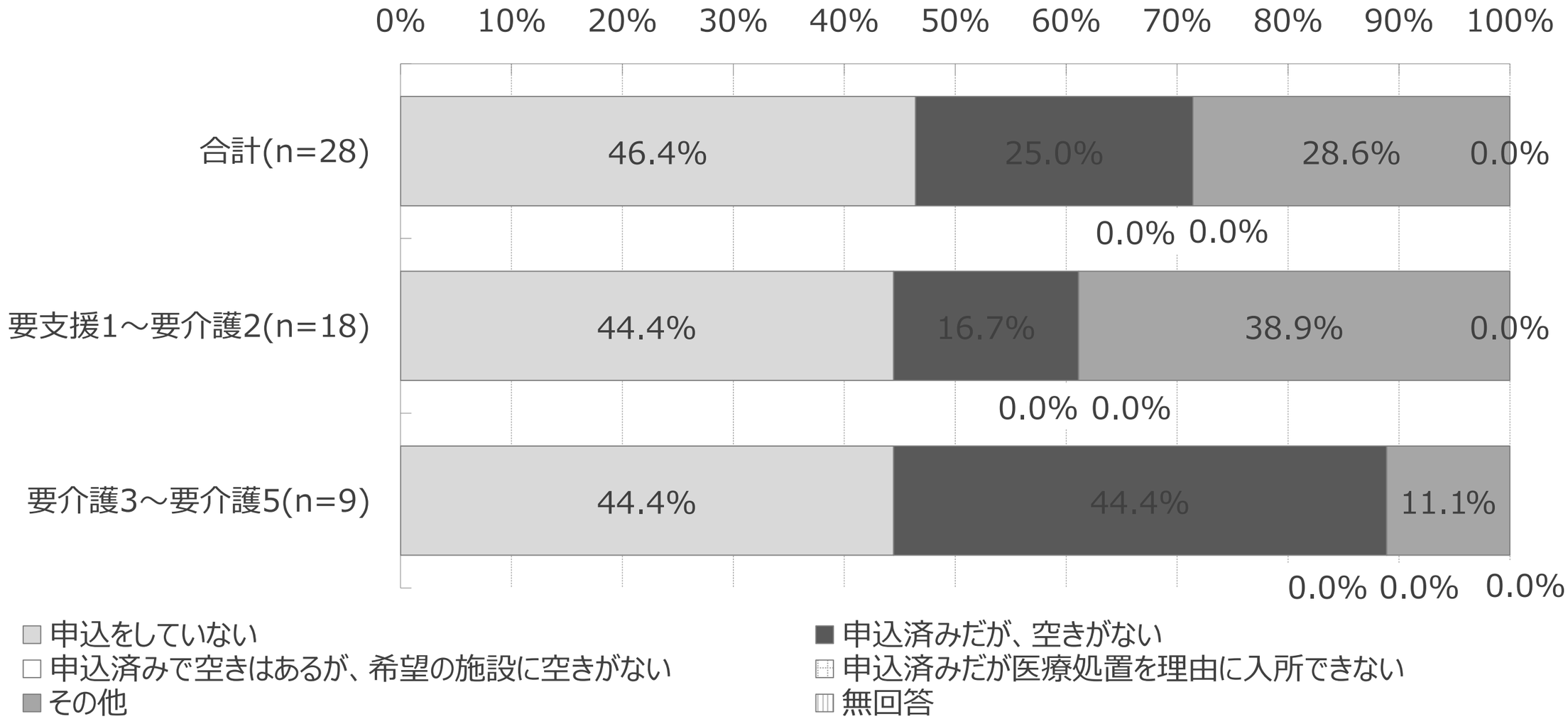

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由（改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人）

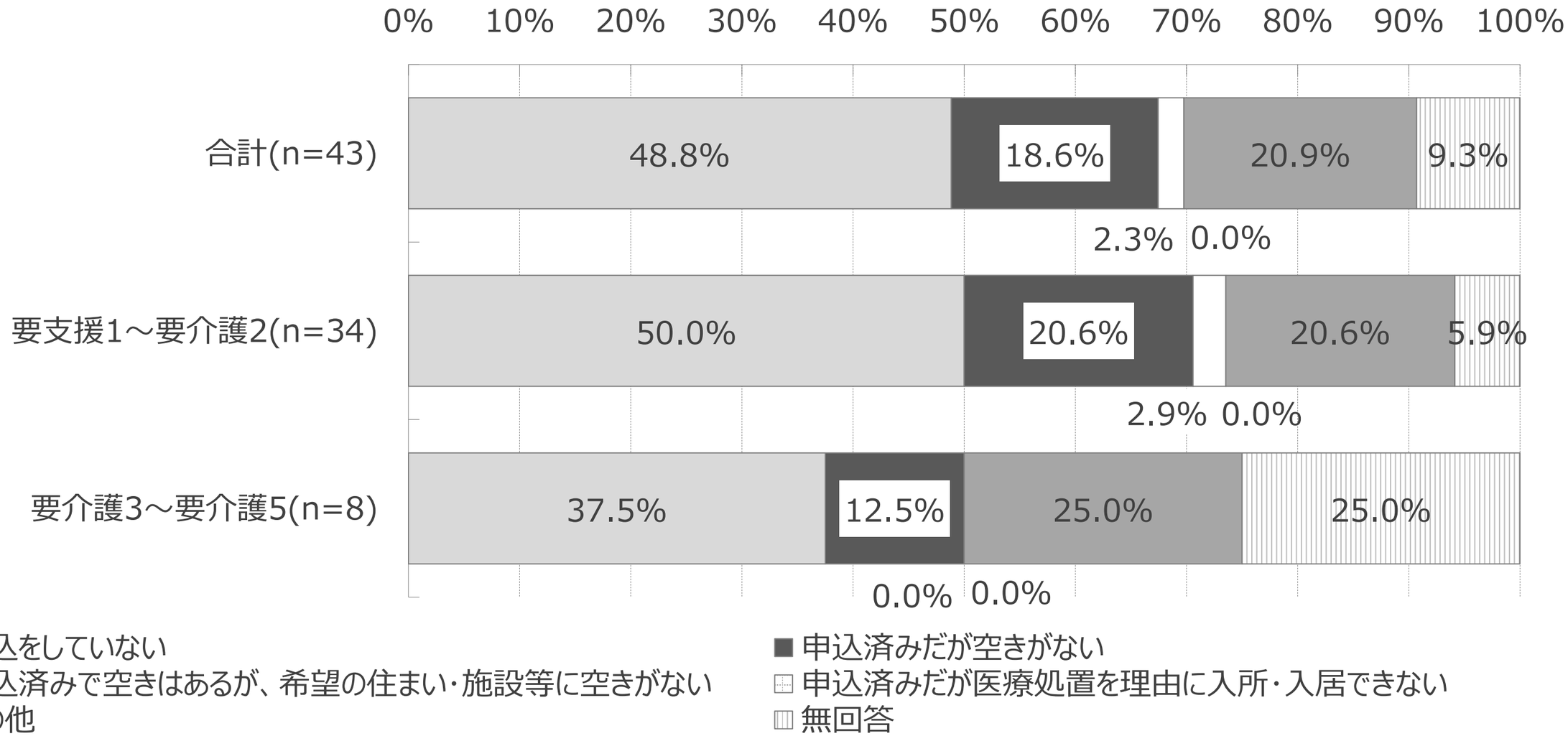

（注）「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

利用者の在宅生活を支えるために連携を強めたい機関・窓口

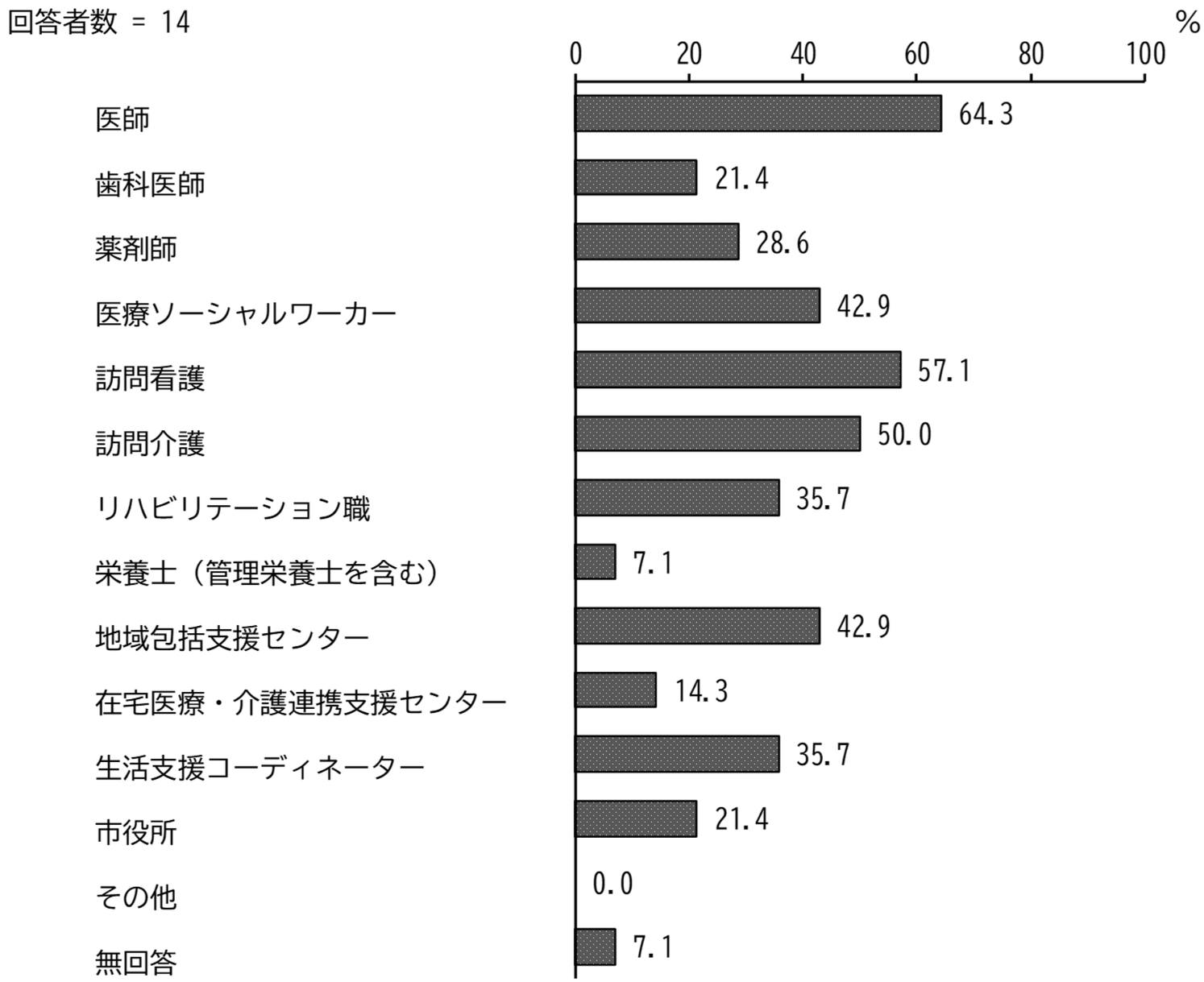

「利用者の在宅生活を支えるために、連携を強めたい機関・窓口はどこですか」という問いに、
「医師」が64.3%と最も多く、次いで「訪問看護」が57.1%、「訪問介護」が50.0%となっています。